

(7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年7月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

鳥取市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を1割とし、県は、損害賠償金13,951円を支払うものとする。

3 事故の概要

(1) 事故発生日

平成25年3月18日

(2) 事故発生場所

鳥取市松並町二丁目地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部交通規制課所属の職員が、公務のため小型貨物自動車で片側二

車線道路の外側車線を走行中、中央側車線から外側車線に車線変更してきた和解の相手方所有の軽乗用自動車と接触し、双方の車両が破損したものである。